

2020年12月1日

日本海ガス株式会社

新型コロナウイルス感染拡大に伴うガス料金の特別措置の追加対応について（第9報）

日本海ガスは、11月2日に新型コロナウイルス感染拡大に伴うガス料金の特別措置の追加対応（第8報）を発表しましたが、下記のとおり対象月を拡大する追加対応を実施いたします。

記

1. 適用対象

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等で、生活福祉資金貸付制度^{※1}の緊急小口資金・総合支援資金の特例措置に基づく貸付を受けたお客さま等で、当社にお申し出いただき、一時的にガス料金のお支払いが困難だと当社が判断したお客さまに適用いたします。

2. 特別措置の内容（下線部は11月2日発表分からの変更事項）

(1) 2020年2月分（支払期限日^{※2}が3月25日以降となるものに限り）、3月分～6月分の各ガス料金の支払期限日をそれぞれ2カ月間延長いたします（従来通り）。

(2) 2020年7月分～11月分、および12月分のガス料金の支払期限日を1カ月間延長いたします（12月分を新たに追加）。

※支払期限日の延長のお申し出は、お申し出時点で支払期限日が到来していないガス料金に限り、また、お客さまのお支払い状況によっては、支払期限日の延長のお申し出に対応できない場合があります。

※2～6月分のガス料金について、すでに支払期限日の1カ月間延長をお申し出になったお客さまが、支払期限日の2カ月間延長を希望される場合は、改めてお申し出いただく必要があります。

※支払期限日の延長をお申し出いただいた場合、当社より支払期限日を延長した払込票を送付いたしますので、お手元の払込票と差し替えのうえ、当該払込票にてお支払いください。

また、お客さまのガス料金のお支払方法が、口座振替またはクレジットカード払いの場合であっても、支払期限日の延長期間中は、当該払込票にてお支払いください。

3. お申し出先

■日本海ガスお客さまコールセンター

【電話】 0570-024-077（ナビダイヤル）

【受付時間】 平日 9:00～18:00、土曜 9:00～17:00（日・祝日を除く）

※1 生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付が必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付を行う制度。

※2 支払期限日

検針日の翌日から50日目

以上